

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	不明（平成30年3月1日 21時ごろ～2日 03時ごろの間）
発生場所	北海道広尾町十勝港 十勝港北防波堤灯台から真方位262° 250m付近 （概位 北緯42° 17.4′ 東経143° 19.2′）
事故の概要	漁船第八十八北進丸 <sup>ほくしん</sup> は、無人で係留中、船内に浸水した。
事故調査の経過	平成30年3月6日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十八北進丸、13トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-20960（漁船登録番号）、有限会社古川漁業部
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機、発電機等に濡損
気象・海象	気象：天気 雪、風向 西北西～南東、風速 約0.8～7.3m/s 広尾町には、3月1日22時45分に大雪注意報が発表され、2日 05時09分に解除された。
事故の経過	<p>本船は、船首を東北東に向け、十勝港の岸壁に左舷着けで無人で係留していた。</p> <p>港湾関係者は、平成30年3月2日03時ごろ本船が左舷側に傾斜しているのを発見し、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、船長が確認したところ、前部甲板右舷側に積載していた漁具が左舷側に移動し、機関室等の船内に浸水していた。</p> <p>船長の知人は、3月1日21時ごろ、本船が傾斜していないことを確認していた。</p> <p>船長は、積雪で船体が左舷側に傾斜し、前部甲板右舷側に積載していた漁具が左舷側に移動したので、左舷側に大きく傾斜して船内に浸水したのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、十勝港の岸壁に係留中、積雪による左舷側への船体傾斜に伴い、前部甲板右舷側に積載していた漁具が左舷側に移動したことから、左舷側に大きく傾斜して船内に浸水したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長の知人が1日21時ごろ傾斜していないことを確認しており、港湾関係者が2日03時ごろ左舷側に傾斜しているのを発見したことから、この間において船内に浸水したものと考えられる。</p> <p>本船は、南寄りの風を受け、操舵室等に積もった雪が左舷側に落下したこと、及び雪が左舷側に吹き溜まったことから、左舷側へ傾斜した可能性があると考えられる。</p>

<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が、十勝港の岸壁に係留中、積雪による左舷側への船体傾斜に伴い、前部甲板右舷側に積載していた漁具が左舷側に移動したため、左舷側に大きく傾斜して船内に浸水したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 荒天時に係留する場合は、甲板上に積載した漁具等の移動防止措置を講ずること。</li></ul>